

茨城県教育大綱（案）

令和元年〇月

茨 城 県

1 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるものです。

2 大綱の内容

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育、学術及び文化に関する部分は、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって大綱に代えることとします。